

◆ 子ども未来推進局（子ども子育て支援課）

- [子どもー 1 子どもの権利 ～子どもの笑顔を思い出して～](#)
- [子どもー 2 児童虐待は人権侵害です～子どもを虐待から守るために～](#)
- [子どもー 3 明日を担う子どもたちのために](#)
- [子どもー 4 「北海道子ども未来づくり条例」の制定について](#)
- [子どもー 5 「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の策定について](#)
- [子どもー 6 児童扶養手当について](#)
- [子どもー 7 児童手当について](#)
- [子どもー 8 地域子育て支援拠点をご利用ください](#)
- [子どもー 9 よい保育施設の選び方「10か条」](#)
- [子どもー10 子どもたちは家庭のぬくもりを求めています～あなたも「里親」になりませんか～](#)
- [子どもー11 児童家庭支援センターをご利用ください](#)
- [子どもー12 北海道すきやき隊（子育て応援団）の募集について](#)
- [子どもー13 「せわずき・せわやき隊（すきやき隊）」について <地域で子育て支援>](#)
- [子どもー14 ご存じですか？ 毎月19日は「道民育児の日」です](#)
- [子どもー15 どさんこ・子育て特典制度について](#)
- [子どもー16 北海道医療給付事業について](#)
- [子どもー17 女性の健康サポートセンターをご利用ください](#)
- [子どもー18 「北海道赤ちゃんのほっとステーション」をご利用ください](#)
- [子どもー19 「乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間」について](#)
- [子どもー20 毎月22日は「妊婦さんの日」～母になる人への贈りもの運動～](#)
- [子どもー21 「にんしんSOSほっかいどう」ホームページ開設について](#)
- [子どもー22 「母子家庭等就業・自立支援センター事業」について](#)
- [子どもー23 母子父子寡婦福祉資金貸付金について](#)
- [子どもー24 母子家庭等自立支援給付金支給等事業について](#)
- [子どもー25 北海道結婚・妊娠・出産・育児総合ポータルサイトをご利用ください](#)
- [子どもー26 結婚サポートセンター「北海道コンカツ情報コンシェル」を開設しました](#)
- [子どもー27 イクメン応援サイトの開設について](#)
- [子どもー28 幼児教育・保育の無償化について](#)
- [子どもー29 北海道特定不妊治療費助成事業について](#)
- [子どもー30 北海道不育症治療費助成事業について](#)
- [子どもー31 子どもの貧困について](#)
- [子どもー32 新生児聴覚検査について](#)
- [子どもー33 妊産婦安心出産支援事業について](#)
- [子どもー34 旧優生保護法下で優生手術などを受けた方に対する一時金の支給について](#)
- [子どもー35 北海道子育て支援員研修の実施について](#)
- [子どもー36 保育士の登録手続きをしましょう](#)
- [子どもー37 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付等について](#)

子ども－1 子どもの権利 ～子どもの笑顔を思い出して～

子どもの権利条約第19条では、子どもが虐待から守られる権利を保障しています。

子どもが、自分を育てている人からの暴力を受けたり、心を傷つけられたり、放置されたり、無理矢理働かせられたりすることがないように、社会全体で子どもを守ることが大切です。

また、この権利条約第18条は、子どもを育てる責任は、まずその父母にあることが明記されています。

子どもを育てていく中で、その子にとってのしあわせを第一に考えることが大切です。

親は子どもが礼儀正しく育てほしい、自分のことは自分でできるよう自立してほしい、非行に走らないでほしいと心配のあまり、子どものためを思ってしつけとして手をあげることもあるかもしれませんが、ところが、子どもの気持ちを受けとめないで、親の気持ちばかりが先立ってしまうと、子どもにとっては「暴力を受けた」ことだけしか伝わらないことがあります。

また、そのことが子どもにとって、心身を傷つけ、健やかな成長や発達を損なう程度までエスカレートしてしまった場合、子どもへの虐待となってしまう結果にもなりかねません。親が子どものしあわせを第一に考えてとった行動が、うまく子ども自身に伝わらないと、せっかくの行動が台無しになってしまい、かえって悪循環に陥ってしまうことにもなります。

その子がお腹の中にいた頃、誕生した瞬間、安らかな寝顔、笑顔がいとおいしかった頃のことを思い出してみてください。

大切なことは親も子どもも普段から話し合いができる雰囲気をつくることです。そのことが、お互いの信頼を育てていき、全ての人と同じように大切にされる社会を作る第一歩になります。

【問い合わせ】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課児童相談係

電話 011-204-5237

子ども－2 児童虐待は人権侵害です ～子どもを虐待から守るために～

「児童虐待の防止等に関する法律」では、「何人も児童に対し、虐待をしてはならない（児童虐待の禁止）」と規定されています。

また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村や児童相談所などの関係機関に通告することが義務づけられています。

○虐待とは…

- ・身体的虐待…殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- ・性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ・ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
- ・心理的虐待…言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。見つけたときは勇気を出して最寄りの児童相談所、市町村、福祉事務所（総合振興局及び振興局）、民生委員・児童委員、主任児童委員に早めにご連絡ください。

児童相談所全国共通ダイヤル「189」はお住まいの地域の児童相談所につながります。

【道内の児童相談所一覧】

児童相談所名	電話番号	受け持ち地域
中央児童相談所	011-631-0301	石狩振興局管内（札幌市を除く）、後志総合振興局管内
旭川児童相談所	0166-23-8195	上川総合振興局管内、留萌振興局管内
旭川児童相談所 稚内分室	0162-32-6171	宗谷総合振興局管内
帯広児童相談所	0155-22-5100	十勝総合振興局管内

釧路児童相談所	0154-92-3717	釧路総合振興局管内、根室振興局管内
函館児童相談所	0138-54-4152	渡島総合振興局管内、檜山振興局管内
北見児童相談所	0157-24-3498	オホーツク総合振興局管内
岩見沢児童相談所	0126-22-1119	空知総合振興局管内
室蘭児童相談所	0143-44-4152	胆振総合振興局管内(室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町)
室蘭児童相談所 苦小牧分室	0144-61-1882 (直通) 0144-61-1883 (夜間)	胆振総合振興局管内(苦小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町)、日高振興局管内
札幌市児童福祉総合センター	011-622-8630	札幌市内

子どもー3 明日を担う子どもたちのために

北海道における合計特殊出生率（15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。）は、昭和42年から全国平均を下回り、令和元年では1.24（全国平均1.36）と全国で下から3番目に低い数値となっており、他県に比べ少子化が進んでいる状況にあります。

少子化がもたらす影響としては、次のようなことが懸念されています。

- (1) 子どもの健やかな成長に対する影響
 - ・ 子ども同士の交流機会の減少などにより、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなる。
- (2) 社会面での影響
 - ・ 社会の基礎的単位である家族の形態などが変容する。
 - ・ 住民サービスの低下や社会資本の維持が困難となり、地域活力が低下する。
- (3) 経済への影響
 - ・ 生産年齢人口（15～64歳）が高齢化しながら減少する。
 - ・ 年金や医療、介護に関する費用が増大し、現役世代の負担が増大する。

少子化の要因としては、

- (1) 晩婚化及び核家族化の進行
- (2) 仕事と家庭の両立できる雇用環境の整備の遅れ
- (3) 完全失業率が高いなど若年者の経済的自立が困難な状況

など様々な要因・背景が考えられます。

このようなことから、次世代の社会を担う子どもたちが健やかにのびのびと成長していけるよう、行政のみならず、地域、企業、学校など社会全体で子育てを支援する気運の醸成が必要です。

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課企画調整係

電話 011-204-5235

子どもー4 「北海道子ども未来づくり条例」の制定について

北海道の少子化は全国を上回る速さで進行しています。この急速な少子化により、子ども自身の健やかな成長はもとより、社会経済や社会保障制度などにも大きな影響を及ぼすことが心配されています。

そこで北海道では、道民全体が一体となって少子化対策を推進するために、その目的、基本理念、基本施策等を明確にした全国初となる「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（通称：「北海道子ども未来づくり条例」）」を制定（平成16年10月19日公布施行、北海道条例第90号）しています。

なお、条例の内容等については北海道のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/homepage/kodomomiraijyourei/kodomomiraijyourei.htm>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課企画調整係

電話 011-204-5235

子ども－5 「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の策定について

北海道では、本道の少子化が極めて深刻な状況にあり、少子化対策が喫緊の課題であることを踏まえ、平成16年10月に「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（通称：「北海道子ども未来づくり条例」）」を制定し、子どもの未来に夢や希望がもてる社会の実現に向け、社会全体で少子化対策を総合的かつ計画的に推進することとし、この条例に基づく「実施計画」を策定し、各種施策の推進を図っています。

この条例に基づく実施計画として、令和2年度から第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」（R2～R6）をスタートさせ、少子化対策の具体的な内容や目標等について定め、総合的な施策に取り組んでいます。

なお、計画の内容等については北海道のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/st/dai4kikeikaku.htm>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課企画調整係

電話 011-204-5235

子ども－6 児童扶養手当について

<児童扶養手当とは>

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、当該児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

<支給要件>

次の①～⑨のいずれかに該当する子どもについて、母、父又は養育者が監護等している場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父又は母が死亡した子ども
- ③ 父又は母が一定程度の障がいの状態（年金の障害等級1級程度）にある子ども
- ④ 父又は母が生死不明の子ども
- ⑤ 父又は母が1年以上遺棄している子ども
- ⑥ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた子ども
- ⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた子ども
- ⑨ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

※公的年金を受給している場合など、この他にも支給要件に関係する事項がありますので、詳しくは、お住まいの市町村担当窓口にご相談ください。

<支給額（月額）>

受給資格者（ひとり親家庭の母や父など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等によって決められます。

◆子ども1人の場合

全部支給：43,160円/月

一部支給：43,150円/月～10,180円/月（所得に応じて決定されます。）

◆子ども2人目の加算額

全部支給：10,190円/月

一部支給：10,180円/月～5,100円/月（所得に応じて決定されます。）

◆子ども3人目以降の加算額（1人あたり）

全部支給：6,110円/月

一部支給：6,100円/月～3,060円/月（所得に応じて決定されます。）

※支給額は公的年金と同様に物価スライドを基本としており、今後も改定が行われることがあります。

手当を受給できる方は、上記児童を監護する母、又は監護し、かつ生計を同じくする父、若しくは父母に代わって児童を養育する者です。

ただし、支給要件を満たす場合であっても、父母、養育者の収入等により支給されないこと、又は減額されることがあります。

現に配偶者からの暴力（DV）がある場合においても、父又は母が裁判所からの保護命令を受けていない場合は、該当となりません。

DV 保護命令の内容や申請については、裁判所にお尋ねください。

手当を受給するためには、お住まいの市町村へ申請が必要です。支給要件に該当すると認められた場合、申請の翌月分から支給されます。

詳しくは、お住まいの市区町村担当窓口へお問い合わせください。

<支給時期>

手当の支払いは、1月、3月、5月、7月、9月、11月の6期に、それぞれの前月分までの分が支払われます。

支払月	支払対象月	支払月	支払対象月
1月	前年11・12月分	7月	5・6月分
3月	1・2月分	9月	7・8月分
5月	3・4月分	11月	9・10月分

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係

電話 011-206-6328

子どもー7 児童手当について

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日）までの児童を養育している父母等の保護者に支給するものです。

<支給対象>

0歳から中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日）の児童を養育している人に支給されます。

児童が児童福祉施設に入所している場合や里親等に委託されている（預けられている）場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に児童手当を支給します。

<支給額>

1 支給月額

3歳未満 : 一律 15,000 円

3歳以上小学校修了前 : 10,000 円（第3子以降は 15,000 円）

中学生 : 一律 10,000 円

※所得制限限度額を超えた場合、児童一人につき、一律 5,000 円となります。

2 支給時期

手当の支払いは、6月、10月及び2月の3期に、それぞれの前月分までの分が支払われます。

6月 : 2月～ 5月分

10月 : 6月～ 9月分

2月 : 10月～ 1月分

<その他>

公務員の方は職場から手当が支給され、それ以外の方は市町村から手当が支給されます。

また、所得制限や支給要件がありますので、公務員の方はそれぞれの所属先、それ以外の方は市町村の児童手当担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

子ども－8 地域子育て支援拠点をご利用ください

地域子育て支援拠点は、育児相談、子育ての指導及び子育て親子の交流などを進めることを目的とした、地域における子育て支援を行っている施設です。

施設の種類としては、常設のひろばを開設し、子育て親子が気軽に集い、相互に交流を図る場を提供する一般型、児童館・児童センターなど既設の相談室等に開設する連携型などがあり、子育て中の親子であれば、お住まいの市町村の保育所や公共施設等に併設されている施設を利用できますので、詳しくは市役所または町村役場にお尋ねください。

【主な事業内容】

- 子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助を実施します。
- 子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動を実施します。
- 子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供を行います。
- 子育て親子や将来、子育て支援に関わる活動を希望する者等を対象として子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。

【問い合わせ先】

市役所及び町村役場の児童福祉担当窓口、各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課

子ども－9 よい保育施設の選び方「10か条」

両親が働いている場合などでは、その時間帯に子どもを預ける保育施設が必要になります。

保育施設は、子どもが生活時間の大半を過ごすところで、その環境や保育内容によっては、子どもの安全や健康面だけでなく、健全な発達にも影響を与えることがあります。

そのため、よりよい保育施設を選ぶときのチェックポイントを作成しましたので、参考にしてください。

【保育施設の種類】

保育が必要な子どもを預かる保育施設を大きく2つに分けると、認可保育所とそれ以外の認可外保育施設に分けられます。

認可保育所は、必要な保育士の数や施設の面積などを定めた「児童福祉施設最低基準」などの基準を満たしていることと、都道府県や指定都市、中核市から認可され、自治体から公費を受けて運営されている施設です。

認可外保育施設は、子どもを預かる施設であって認可保育所でないものを総称して呼んでいますので、その種類などは様々です。

中には、自治体から補助を受けている施設もありますが、全体として、その運営や設備などは施設によって相当違います。

【よい保育施設の選び方 10か条】

我が子を安心して預けるために、認可・認可外にかかわらず、納得できるまで自分の目で確かめる姿勢を持ちたいものです。

- | | |
|---|---|
| 一 | まずは、情報収集を
・市町村の保育担当課で、情報収集や相談をしましょう |
| 二 | 事前に見学を
・決める前に必ず施設見学をしましょう |
| 三 | 見た目決めないで
・キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう |
| 四 | 部屋の中まで入って見て |

- ・見学の時は、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう
- 五 子どもたちの様子を見て
 - ・子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう
- 六 保育する人の様子を見て
 - ・保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
 - ・保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
 - ・保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
 - ・保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう
- 七 施設の様子をよく見て
 - ・赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか見てみましょう
 - ・遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
 - ・陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
 - ・災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう
- 八 保育の方針を聞いて
 - ・施設長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
 - ・どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
 - ・連絡帳などで家庭との連絡や参観の機会があるか、聞いてみましょう
- 九 預けはじめてからもチェックを
 - ・預けはじめてからも、折にふれて、保育の仕方や子どもの様子を見てみましょう
- 十 不満や疑問は率直に
 - ・不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか？

【問い合わせ先】

子どもの保育のことなどで相談がある場合には、お住まいの市町村の保育担当窓口で相談しましょう。

※ この10か条について、もっと詳しくお知りになりたい場合は、保健福祉部子ども未来推進局ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/homepage/yoisen1.htm> で、ご確認ください。

子どもー10 子どもたちは家庭のぬくもりを求めています～あなたも「里親」になりませんか～

【「里親」とは】

子どもは、あたたかい家庭で愛され、大切に育てられることによって、健やかに成長していきます。しかし、家庭のさまざまな事情により、どうしても家庭での養育を受けることができない子どももいます。

そのような子どもを自分の家庭に迎え入れ、親身になって、愛情と誠意をもって養育してくださる方を「里親」といいます。

【「里親」になるには】

里親になるには、子どもが好きで健康な明るい家庭であれば、どなたでも申し込むことができます。養育を委託する期間は、短期間から数年間となっています。里親になりたいと希望される方は、家族全員で話し合いの上、お近くの児童相談所に相談してください。

児童相談所から里親について詳しい説明をさせていただきます。

お申し込みは随時受け付けています。受け付け後に、ご家庭の状況調査・数日間の研修、里親としての認定・登録を経て、子どもの養育をお願いすることになります。

【「里親」になったら】

子どもの養育をお願いしている間は、子どもの養育費として、里親手当、生活費、学校教育費、医療費など公費で支給されます。

何か困ったことがあれば、児童相談所の職員が、いつでも相談に乗ります。

都合により、一時的に休みたいときは、休むことも可能です。また、里親同士お互いに助け合えるようにもなっています。

【「里親」になるまでの手続き】

- (1) 申込
児童相談所へ相談
- (2) 調査
児童相談所職員が面接やご家庭を訪問し、家庭状況を把握
- (3) 研修
基礎研修、認定前研修を受講
- (4) 認定
知事が、社会福祉審議会の意見を聴き、里親としての適否を審査し、認定
- (5) 登録
知事が認定した方を里親として登録
- (6) 委託
児童相談所で、子どもと里親の条件を考慮した上で委託

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課児童相談係
電話 011-204-5237
各児童相談所

子どもー11 児童家庭支援センターをご利用ください

児童家庭支援センターでは、一般的な養護相談に加え、児童虐待や不登校などの複雑多岐な問題に至るまで、子どもの福祉に関する様々な相談に24時間、365日体制で対応しています。

相談は、最寄りの児童家庭支援センターにおいて、相談者のご都合にあわせて電話又は来所により行っていただくこととなりますが、相談された内容によっては児童相談所や市町村などの関係機関と連携を図りながら問題解決に向けた活動を行うこととなります。

なお、相談された内容（個人情報など）については、児童福祉法の規定により相談員などの職員に対して守秘義務が課せられていますので、安心してご利用いただけます。

【問い合わせ先】

センター名称	所在地	電話番号	管轄区域
エンゼルキッズこども家庭支援センター	北広島市	011-372-8341	石狩振興局(札幌市を除く)、後志総合振興局
美深子ども家庭支援センター	美深町	01656-9-2500	上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局
十勝こども家庭支援センター	帯広市	0155-22-3322	十勝総合振興局
釧路こども家庭支援センター	釧路市	0154-32-1150	釧路総合振興局、根室振興局
児童家庭支援センターくるみ	函館市	0138-46-5095	渡島総合振興局、檜山振興局
子ども家庭支援センターオホーツク	遠軽町	01584-5-3211	オホーツク総合振興局
光が丘子ども家庭支援センター	岩見沢市	0126-22-4486	空知総合振興局
いぶり・ひだか児童家庭支援センターしずく	苫小牧市	0144-84-3780	胆振総合振興局、日高振興局
興正こども家庭支援センター	札幌市	011-765-1000	札幌市
羊ヶ丘児童家庭支援センター	札幌市	011-854-2415	札幌市
札幌南こども家庭支援センター	札幌市	011-591-2200	札幌市
札幌乳児院児童家庭支援センター	札幌市	011-879-6264	札幌市

子どもー12 北海道すきやき隊（子育て応援団）の募集について
＜企業・団体による子育て応援＞

「北海道すきやき隊（子育て応援団）」とは、子育て支援に取り組む企業・団体による全道規模の組織で、次の活動等を行っています。

道では、多くの企業や団体の参加により、子育て支援の輪を社会全体に広げていくため、広く隊員を募集しています。

- (1) 「道民育児の日」(毎月19日)及び「道民家庭の日」(毎月第3日曜日)運動の推進
- (2) 少子化に関するフォーラムの開催や子育て支援体制の充実など、北海道が実施する少子化対策に関する支援・協力
- (3) 市町村に組織される「せわずき・せわやき隊」の活動及び組織化の支援
- (4) 育児休業制度等、子育てと仕事の両立を支援するための職場環境の整備
- (5) 次代の親づくりのための教育や専門的人材の育成支援

隊員として加入していただければ、隊員証とロゴマークを交付するほか、子育てに熱心で、社会貢献に積極的な企業、団体として、道のホームページなど広報媒体を活用して紹介することとしておりますので、ぜひ加入について積極的にご検討ください。

申請書は、最寄りの総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課まで提出してください。

なお、申請書の入手や詳細については北海道のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/sukiyaki.html>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課企画調整係

電話 011-204-5235

子どもー13 「せわずき・せわやき隊（すきやき隊）」について <地域で子育て支援>

道では、地域で活動する子育てや子育てに関わるボランティアの方々を「せわずき・せわやき隊」と称し、「地域の子育て力のパワーアップ」を図り、地域の子どもを地域で健やかに育てていくことを目指し、登録していただけるサークルや団体などを募集しています。

現在、「せわずき・せわやき隊」には、地域のおじいちゃん、おばあちゃん、子育てを終えたお母さんやお父さん、子育て支援に関わるボランティアの方々により子どもの見守りや子育て家庭への声かけなど、それぞれの市町村により組織化されたもの、住民の方々が独自に地域で活動している子育てサークルやボランティア団体のみなさんにも、参加していただいています。

参加を希望される場合は、最寄りの市町村又は北海道子ども未来推進局までお申し出ください。

なお、「せわずき・せわやき隊」の活動の内容や申請方法については、道のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/sewa.html>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課企画調整係

電話 011-204-5235

子どもー14 ご存じですか？ 毎月19日は「道民育児の日」です

子育て中の職員が所定の時間に退社し、家族とふれあい、コミュニケーションを図る時間を持つことは、家族の絆を強めるとともに、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長する上で、大変大きな意義を持つものです。

こうした中、道内の幅広い団体や企業などの参加の下で平成18年10月22日に子育て支援の全道的組織として結成された「北海道すきやき隊（子育て応援団）」が、その活動の一つとして、毎月19日を「道民育児の日」として定め、「子育てしやすい環境」をつくる取組を北海道全体で広げていくため、企業、団体及び全ての道民が家庭や育児に関して考え行動する日とし、その普及に取り組んでいます。

なお、こうした社会全体による子育て支援の輪を更に広げていくため、（財）北海道青少年育成協会が推進している「道民家庭の日」（毎月第3日曜日）と一体的に取り組んでいきます。

「道民育児の日」の内容等については、北海道のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/st/ikujinohi.htm>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課企画調整係

電話 011-204-5235

子ども－15 どさんこ・子育て特典制度について

道では、市町村とともに、子育て中のお父さんやお母さん、妊娠中の方、そして子どもたちのことをいつも気にかけている地域の商店の方々、親子のふれあいを大切にしたい全道各地の企業・施設の方々と一緒になって、社会全体で子育て家庭を応援しています。

どさんこ・子育て特典制度は、妊娠中の方又は小学生以下の子どもがいる世帯に特典カードを配付し、子どもと同伴で買い物や施設などを利用する際に、特典カードを提示することで、協賛店舗から様々なサービスを受けられる子育て家庭を応援する取組です。

○ 特典カードの配付対象

次のいずれかの条件を満たすご家庭に配付しています。

- ・ 妊娠中の方がいるご家庭
- ・ 小学生までの子どもがいるご家庭

○ 特典カードの配付先

お住まいの市町村で配付しています。

配付方法は市町村によって異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

○ 特典カードを受け取ったら

カードの裏面に、保護者（妊娠中の方）のお名前、子どものお名前、生年月日、お住まいの市町村名を記入してください。

特典カードは、記入された子どもとその家族に限って利用できます。第三者への貸与や譲渡はできません。

また、利用者のお名前が記入されていない場合は、協賛店舗からサービスが受けられないことがあります。

○ 利用方法

協賛店舗には、協賛ステッカーが掲示されています。協賛店舗からサービスを受ける場合は、買い物や飲食などの前にカードを提示し、サービス内容を確認してください。

利用条件は協賛店舗により異なりますので、各協賛店舗にご確認ください。

○ 協賛・施設

協賛店舗・施設は、北海道のホームページで確認することができます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/dosanko.html>

○ どさんこ・子育て特典制度の全国共通展開について

北海道は、平成29年4月から全国で展開されている、子育て支援パスポート事業に参加しています。

どさんこ・子育て特典カードを道外の協賛店舗で利用する場合には、全国共通ロゴマーク入りのカードを提示してください。

道外でも利用できる協賛店舗には、全国共通ロゴマーク入りのステッカーが店頭などに掲示されていますが、自治体ごとに対象世帯が異なり、利用できない場合がありますので、事前にホームページなどで確認してください。

参加自治体の子育て支援パスポート事業リンク集のアドレスは、次のとおりです。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport.html>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課企画調整係

電話 011-204-5235

子ども－16 北海道医療給付事業について

北海道の各市町村では、道の補助を受け、重度心身障がい者、ひとり親家庭等の父母及び児童、乳幼児等の健康保持と福祉の増進を図ることを目的として医療費助成事業を実施しています。助成対象の範囲など、詳細については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- 乳幼児等医療給付事業・ひとり親家庭等医療給付事業
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係
電話 011-206-6343
- 重度心身障がい者医療給付事業
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課企画調整係
電話 011-204-5264

子どもー17 女性の健康サポートセンターをご利用ください

道立保健所では、「女性の健康サポートセンター」において、道民の皆様の妊娠（不妊に関する一般相談も含む）、出産、子育ての悩み、思春期の性感染症、更年期の健康上の悩みなど女性の健康上の相談について、総合的に対応していますのでお気軽にご相談ください。

随時、電話による相談のほか、各道立保健所で「女性の健康相談の日」を開設しています。開設日など詳しくは、お住まいの市町村を所管する道立保健所におたずねください。

また、女性の健康に関する情報や健康管理に役立つ記録を掲載した「女性の健康手帳」（ホームページからもダウンロード可能です。）をご自身の健康管理や健康づくりにご活用ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ninshin/kokoro.html>

【問い合わせ先】

- 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係
電話 011-206-6343
各道立保健所
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ks/funin/hokennsyo28.12.pdf>

子どもー18 「北海道赤ちゃんのほっとステーション」をご利用ください

「北海道赤ちゃんのほっとステーション」とは、赤ちゃんを連れたパパやママなどが、安心して「授乳」と「おむつ替え」ができる場所です。

北海道では、市町村や多様な事業者等の協力の下、広く道内に「北海道赤ちゃんのほっとステーション」の設置を進め、子育て中の親子などが安心して外出できる環境づくりを進めています。

現在、随時、北海道内に所在する子育て中の親子などの利用に供されている公共施設やスーパーマーケット、デパート等の商業施設などを対象として、「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録施設を募集しています。

☆ 登録の条件

- 次に掲げる両方の行為ができる設備を有する場所であって、希望者が無料で利用可能であるもの。
 - 1 おむつ替え
 - (1) おむつ替えが容易に行えるよう、ベビーベッド、ベビーシート等が設けられていること。
 - (2) 手洗い用の洗面台、消毒液等の設備があること。
 - (3) 衛生面に配慮され、定期的に清掃が行われていること。
 - 2 授乳
 - (1) 授乳するためのスペースと椅子などの設備があり、利用者のプライバシーが十分に確保されていること。
 - (2) 衛生面に配慮され、定期的に清掃が行われていること。

☆ 登録までの流れ

(1) 登録を希望する事業者等は、

- 1) 「登録申込書」
- 2) 「赤ちゃんのほっとステーション」設置場所の写真
- 3) 設置場所を示す資料（平面図等。手書きでも構いません。）

以上を札幌市内の施設については北海道庁（保健福祉部子ども未来推進局）へ、それ以外の市町村に所在する施設については所管総合振興局（振興局）へ提出します。

(2) 道において登録後、道から「登録ステッカー」を必要枚数配付しますので、施設の入口など、利用者の見えやすい場所に掲示していただきます。

(3) 道では、登録施設をホームページ等で広く道民の皆様に情報提供させていただきます。

詳しくは、子ども未来推進局のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/support.html>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課企画調整係

電話 011-204-5235

FAX 011-232-4240

子どもー19 「乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間」について

乳幼児突然死症候群(SIDS:Sudden Infant Death Syndrome)は、それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく眠っているあいだに突然死亡してしまう病気です。

厚生労働省では、平成11年度から11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)の対策強化月間と定め、SIDSに対する社会的関心を喚起するとともに、重点的な普及啓発活動を実施しています。

対策強化月間を開始した平成11年度以降、この病気で亡くなる赤ちゃんの人数は半数以下となり、発症は年々減少していますが、平成24年には、全国で152人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっており、乳児（0歳）の死亡原因の第3位となっています。

この病気の原因はまだわかっていませんが、これまでの研究で発症の可能性を小さくすることが明らかになっている「うつぶせ寝は避ける」、「たばこはやめる」、「できるだけ母乳で育てる」という3つのポイントについて守ることが大切です。

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係

電話 011-206-6343

子どもー20 毎月22日は「妊婦さんの日」です～母になる人への贈りもの運動～

「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」に基づき、「北の大地子ども未来づくり北海道計画」を策定し、社会全体で出産や子育て、子どもの成長を支えることができる社会を目指し、少子化対策の推進に努めてきましたが、本道の合計特殊出生率は、全国と比べると、依然として低く厳しい状況です。そのため、これまでの取組に加え、市町村や関係団体・経済団体との連携の下、妊娠期の段階から社会全体で妊婦さんを応援し、不安や悩みを軽減する「母になる人への贈りもの運動」を展開しています。

この運動の展開に当たっては、道民の方々、市町村、企業及び団体における取組を進めるためのきっかけとなるよう、毎月22日を「妊婦さんの日」として定め、妊婦さんが安心して出産して子育てできる環境づくりの促進に取り組んでいます。

具体的には、道民の方々には、「妊婦さんの日」を知ることで、改めて妊婦さんへの気配りや心遣いなどを実践していただいたり、市町村や関係団体等には、「妊婦さんの日」にプレママ教室や男性の育児参加を促進する講座等の開催などに努めていただくなど、普及に努めています。

詳しくは北海道のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ninshin/kankyo.html>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課企画調整係

電話 011-204-5235

子ども－21 「にんしんSOSほっかいどう」ホームページ開設について

道では、思いがけない妊娠にとまどっている方を対象に、相談窓口をPRするため、ホームページを開設しています。

思いがけない妊娠、予定外の妊娠でとまどっている方、妊娠したことを誰にも相談できず悩んでいる方などに、妊娠や出産に関する正しい知識を伝えたり、地域の相談窓口を紹介しています。

一人で悩まないで、一緒に解決策を探しましょう。

○ 内容

- 1 妊娠に関するQ&A
- 2 こんな時には相談を
- 3 相談窓口一覧
- 4 リーフレットのダウンロード
- 5 リンク

○ ホームページアドレス

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ninsin-sos/>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課児童相談係

電話 011-204-5237

子ども－22 「母子家庭等就業・自立支援センター事業」について

道では、ひとり親等の自立を支援するため、地域と連携して母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、就業に関する相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、地域生活や養育費に関する専門的な相談を行うなど、総合的な支援を実施しています。

<場所及び名称>

■道南圏

〒040-0063 函館市若松町 35 番 16 号

社会福祉法人 函館市民生事業協会 母子家庭等就業・自立支援センター

TEL 0138-24-8040

■オホーツク圏

〒090-0048 北見市北 8 条西 1 丁目

社会福祉法人 北見睦会 むつみ会ひとり親等自立支援センター

(北見母子福祉センター内)

TEL 0157-23-4195

■道北圏

〒070-0035 旭川市 5 条通 4 丁目 旭川市ときわ市民ホール 1 階

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会 母子家庭等就業・自立支援センター
TEL 0166-21-7181

■釧路・根室圏

〒085-0011 釧路市旭町16番5号
社会福祉法人 釧路まリモ学園 母子家庭等就業・自立支援センター
TEL 0154-22-2401

■十勝圏

〒080-0847 帯広市公園東町3丁目9番地1
社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会 母子家庭等就業・自立支援センター
TEL 0155-20-7751

■道央圏

〒051-0015 室蘭市東町2丁目3-3 ハートセンタービル
社会福祉法人 北海道母子寡婦福祉連合会 母子家庭等就業・自立支援センター
TEL 0143-83-7047

■札幌市

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目札幌市社会福祉総合センター1階
公益社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会 札幌市ひとり親家庭支援センター
TEL011-631-4257

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係
電話 011-206-6328

子どもー23 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

この貸付金は、母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を支援し、扶養している児童（子）の福祉を増進することを目的として貸し出されます。

＜資金の種類＞

事業開始資金 事業継続資金 修学資金 技能習得資金
就職支度資金 修業資金 医療介護資金 生活資金
住宅資金 転宅資金 就学支度資金 結婚資金

＜借入れ申請＞

市町村のひとり親家庭支援担当課、各総合振興局（振興局）社会福祉課にご相談ください。
また、市のひとり親家庭支援担当課や道の各総合振興局（振興局）社会福祉課には母子・父子自立支援員が配置され、母子父子寡婦福祉資金貸付金の借入れをはじめ、生活上の心配事などについて、相談を受けています。

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係
電話 011-206-6328

子どもー24 母子家庭等自立支援給付金支給等事業について

母子家庭の母や父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の雇用の安定を図るため、職業能力開発のための講座を受講したり、資格取得のため1年以上修業する場合、授業料や生活費の負担軽減のための給付金を予算の範囲で支給するとともに、就職に有利な資格取得の促進のため各種準備金の貸

付けを行います。

○自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母等の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し修了した場合、経費の約 60%（4,001 円以上で 20 万円以下）が、一般教育訓練給付金の支給を受ける方は、同給付金の額を差し引いた額が支給されます。

<支給要件>

1. 母子家庭の母等であって、児童扶養手当を受けているか、又は同様の所得水準にあること
2. 教育訓練を受けることが適職につくために必要であること

○高等職業訓練促進給付金等

母子家庭の母等が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合等に給付金を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするものです。

(1) 高等職業訓練促進給付金

<対象資格>

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、准看護師、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、臨床検査技師、臨床工学技師、言語聴覚士、歯科技工士、診療放射線技師、はり師、きゅう師、柔道整復士、視能訓練士、義肢装具士、自動車整備士、理容師、栄養士、精神保健福祉士

<支給額>

通常年

市町村民税非課税世帯：100,000 円／月

市町村民税課税世帯：70,500 円／月

最終年

市町村民税非課税世帯：140,000 円／月

市町村民税課税世帯：110,500 円／月

支給期間

最大 4 年間

(2) 高等職業訓練修了支援給付金

市町村民税非課税世帯：50,000 円

市町村民税課税世帯：25,000 円

<支給要件>

1. 母子家庭の母等であって、児童扶養手当を受けているか、又は同様の所得水準にあること
2. 養成機関において 1 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
3. 仕事または育児と修業の両立が困難であること

○高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

ひとり親家庭の親又は子が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給するものです。

(1) 高卒認定試験合格のための講座の受講が修了したとき

受講費用の 4 割を支給（上限 100,000 円、下限 4,000 円）

(2) 高卒認定試験に合格したとき

受講費用の 2 割を支給

※ (1) と (2) の合計額上限 150,000 円

<支給要件>

- 1 母子家庭の母等であって、児童扶養手当を受けているか、又は同様の所得水準にあること
- 2 高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講すること
- 3 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること

○高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学するひとり親家庭の親に対し資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とするものです。

(1) 養成機関への入学時に貸し付ける入学準備金

最大 500,000 円

(2) 養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金

最大 200,000 円

※養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事するなどの条件を満たした場合、返還の債務の免除規定があります。

<支給要件>

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学しているひとり親家庭の親

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係

電話 011-206-6328

子どもー25 北海道結婚・妊娠・出産・育児総合ポータルサイトをご利用ください

道では、北海道の結婚・妊娠・出産・育児それぞれのライフステージの皆様にとって必要な情報を手軽に、より分かりやすく発信するため、「北海道結婚・妊娠・出産・育児総合ポータルサイト HAGUKUMU（ハグクム）」を開設しています。

○内容

1 結婚ページ

結婚へ向けてこれから動き出そうとしている方向けのページとなっており、婚活の始め方など、婚活に関する様々な疑問にお答えします。

また「道内の結婚支援情報」では、道内各地で実施されている結婚支援イベントなどを紹介しています。

2 妊娠・出産ページ

これから妊娠を考えている方や妊娠中の方向けのページとなっており、妊娠・出産に関する疑問や不安を解消する情報を紹介します。

3 子育てページ

子育てに関する様々な情報を紹介します。

出産後の新生児のお世話についてや子どもを預けるためのサポート施設、各種制度、育児の悩みを持つ方へのサポート情報も紹介します。

○ホームページアドレス

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/hagukumu.html>

北海道 ハグクム

検索

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課企画調整係

電話 011-204-5235

子どもー26 結婚サポートセンター「北海道コンカツ情報コンシェル」を開設しました

道では、結婚を希望する男女を応援するため、結婚サポートセンター「北海道コンカツ情報コンシェル」を開設しました。

○結婚応援サイト

結婚応援サイトを開設しました。

<http://hokkaido-kic.com>

○その他、講座やフォーラムを開催する予定です。

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課企画調整係
電話 011-204-5235

子どもー27 イクメン応援サイトの開設について

北海道では、子育て中の父親やこれから父親になる男性が積極的に育児に参加できるためのイクメン応援サイト「イクメンマスターへの道」を開設しました。

これからイクメンデビューされる男性が、初めての育児情報に気後れせず楽しみながら育児に関わることができるよう、イクメン情報を知るためにランクアップする形式となっています。

サイトは北海道 結婚・妊娠・出産・育児総合ポータルサイト「ハグクム」トップページからアクセスできます。

○内容

イクメンの定義、産後のママのケア、子どもとの遊び・料理、先輩パパからのアドバイス等

○ホームページアドレス

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/hagukumu.html>

北海道

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課企画調整係
電話 011-204-5235

子どもー28 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から、3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化するとともに、認可外保育所等を利用される保育の必要性のある子どもについても、国が規定する限度額の範囲内において、利用料が無償化されています。

無償化のための保育の必要性の認定や、給付申請の手続きについては、お住まいの市町村の子育て支援担当窓口へお問い合わせください。

【幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）を利用する子どもたち】

- 3歳から5歳までの全ての子どもが対象
 - ・ 幼稚園については、月額上限 25,700 円
 - ・ 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
 - ※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - ・ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

・ 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。

- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯が対象。

・さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち】

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

【認可外保育施設等を利用する子どもたち】

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。
- 対象となる施設（事業）は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

※詳しくは、内閣府子ども子育て本部のホームページをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyuka/index.html>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係

電話 011-204-5236

子ども－29 北海道特定不妊治療費助成事業について

北海道では、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業を実施しています。

【対象者】

実際に特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、次のすべての要件に当てはまる方です。

ただし、同一の治療に関して他の都府県や政令指定都市、中核市から、同等の給付を受けた方又は受ける見込みの方は除きます。

- 夫婦のいずれか一方が道内に住所を有すること（札幌市、旭川市及び函館市を除く）
- 法律上の婚姻をしていること
- 知事が指定した医療機関で治療したこと
（道外の医療機関でも対象となるので、ご相談ください）
- 夫婦の前年の所得（合計額）が730万円未満であること

【助成額】

採卵を伴う治療は1回につき15万円（初回治療に限り30万円）、以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療、状態が良い卵が得られないなどのため治療を中止した場合は1回につき7万5千円までを上限額として助成。また、特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合は、15万円（初回治療に限り30万円）まで助成。（採卵を伴わない治療を除く。）

【助成回数】

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は通算助成回数6回、40歳以上43歳未満は通算助成回数3回（平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合を除く。）

＜平成28年度からの制度拡充（北海道単独事業）＞

特定不妊治療費助成事業による助成（他の都府県・政令市・中核市による同等の給付を含む。）を受けて子どもをもうけた夫婦が、第2子以降の特定不妊治療を行う場合の助成を拡充。

上記通算助成回数の規定にかかわらず、第2子以降の治療の対象となる子ども毎に初めて特定不妊治療の助成を受ける際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回（40歳以上であるときは通算3回）まで助成。（初回治療30万円は対象となりません）

【申請の手続き】

申請は治療が終了した年度内に、居住地を所管する総合振興局・振興局保健環境部保健行政室・地域保健室（道立保健所）に、原則として1回の治療の終了毎にその治療が終了した日の翌日から60日以内に申請してください。

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係
電話 011-206-6343

子ども-30 北海道不育症治療費助成事業について

北海道では、不育症に関する治療や検査を受けている方の経済的負担を軽減するため不育症治療費助成事業を実施しています。

【対象検査・治療】

○不育症の因子を特定するための検査

子宮形態検査、染色体検査、内分泌検査、抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査

○検査結果に基づく治療

手術療法、着床前診断、抗甲状腺薬、甲状腺ホルモン剤、インスリン、低用量アスピリン療法、ヘパリン療法、カウンセリング

【対象者】

2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある方のうち、次のすべての要件に該当する方です。

ただし、同一の検査・治療に関して他都府県、政令市及び中核市から同等の給付を受けた方又は受ける見込みのある方は除きます。

○ 夫婦のいずれか一方が道内（札幌市、旭川市、函館市を除く）に住所を有すること。

○ 法律上の婚姻をしていること。

○ 夫婦の前年の所得（合計額）が730万円未満であること。

○ 産科又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関（複数の診療科をもつ総合病院等においては、院内の産科又は婦人科）において検査又は治療を受けていること。

【助成内容】

検査・治療に要した費用に対して、1回の検査・治療につき10万円まで助成します。

ただし、次のことにご注意ください。

○ 検査については、平成29年4月1日以降に実施したものが対象となります。

○ 治療については、平成29年4月1日以降に実施したものが対象となります。

ただし、過去に1度も検査を受けていない場合は対象となりません。

○ 「1回の検査・治療」は、原則、検査と妊娠を経て出産等に至るまでに実施した治療となります。

○ 医師の判断により治療を終了した場合については、検査と終了までに要した治療費を助成します。

○ 検査の結果、医師の判断により治療を実施しなかった場合や、他の診療科（産科及び婦人科以外）での治療とした場合は、検査に要した費用のみ助成します。

【申請の手続き】

申請は治療が終了した年度内に、居住地を所管する総合振興局・振興局保健環境部保健行政室・地域保健室（道立保健所）に、原則として1回の治療の終了毎にその治療が終了した日の翌日から60日以内に申請してください。

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係
電話 011-206-6343

子ども－31 子どもの貧困について

平成28年に実施された「国民生活基礎調査」によると、7人に1人の子どもが、平均的な世帯所得の半分に満たない家庭で暮らしており、北海道が平成28年度に札幌市と連携し、北海道大学と共同で実施した「北海道子どもの生活実態調査」では、家庭の経済状況等が子どもの日常生活や進学希望などに影響していることなどが明らかになりました。

道では、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）」を策定し、教育・福祉・労働等の各部局と連携を図りながら、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進することとしています。

なお、計画内容や生活実態調査の結果、子育て世帯や子どもが利用できる各種相談機関や支援制度については、北海道のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomonohinkon/index.htm>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係
電話 011-206-6328

子ども－32 新生児聴覚検査について

新生児聴覚検査は、赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査です。

生まれつき、両側の耳の聞こえに異常があるお子さんは1,000人に1～2人とされています。この検査により、聴覚の異常を早期に発見し適切な治療を行うことで、言葉の発達への大きな効果が期待できます。

聞こえの障害は目に見えず発見が遅れがちですが、早期に発見するためにも、新生児聴覚検査を受けることをお勧めします。

詳しくは、北海道のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ninshin/kensa.html>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係
電話 011-206-6343

子ども－33 妊産婦安心出産支援事業について

分娩可能な医療機関までの距離が遠い地域にお住まいの妊産婦の方に対して、安心して子どもを産むことができるよう、妊産婦の方に対して健康診査や出産に要した交通費等の助成を行う市町村へ、北海道として補助を行っています。

詳しくは、北海道のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ninshin/funin.html>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係
電話 011-206-6343

子どもー34 旧優生保護法下で優生手術などを受けた方に対する一時金の支給について

平成31年4月24日に、「旧優生保護法一時金支給法」（以下「法」という）が成立し、公布、施行されました。

旧優生保護法のもとで優生手術等を受けた方は、請求書を提出して、厚生労働大臣の認定後、一時金320万円の支給を受けることができます。

一時金の請求を希望する方は、旧優生保護法に関する相談支援センターにて、請求方法や請求に必要な書類等についてご案内し、請求を支援しますので、以下にご連絡ください。

旧優生保護法に関する相談支援センター

○電話 0120-031-711（フリーダイヤル）

○受付時間 8：45～17：30（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く）

上記の番号がつかない場合は011-206-6343におかけください。

なお、手紙、FAX、メールでのやり取りも可能です。

○住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 子ども子育て支援課相談室内

○FAX：011-232-4240

メール：hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

※請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式はご相談後、郵送しますが、北海道や厚生労働省のホームページにも掲載しているほか、相談支援センターや道立保健所でもお渡ししています。

道ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/yuseiichijikin.htm>

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyouseiichijikin_04351.html

※請求は相談支援センターへの郵送により受け付けますが、窓口での提出を希望する方については相談支援センター又は道立保健所に来所いただき、請求いただくことも可能です。

（プライバシー保護のため、予約制となりますので、事前に0120-031-711にお電話ください）

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係
電話 011-206-6343

子どもー35 北海道子育て支援員研修の実施について

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、地域では子育て支援の担い手となる人材が求められています。

そのため、子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方々に対し、子育て支援分野に必要な知識と技能等を修得した「子育て支援員」を養成することとし、道では、平成27年度から研修を実施しています。

【子育て支援員の認定】

道又は市町村が実施する子育て支援員研修を修了し、子育て支援分野で働くために必要な知識や技術を身につけていると認められる方のことです。

研修修了者は、全国で通用する「子育て支援員」として認定されます。

【令和3年度の実施について】

令和3年度の研修は、実施内容（実施コースや実施時期など）が未定です。

令和3年5～6月頃に実施予定を北海道のホームページに掲載しますので、ご確認ください。

※北海道のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kosodatekensyuu1.htm>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課保育人材係

電話 011-204-5236

子どもー36 保育士の登録手続きをしましょう

児童福祉法の一部改正により、平成15年11月29日から保育士資格の登録制度が施行されました。この改正は、保育士資格が詐称され、その社会的信用が損なわれている実態に対処する必要があること、地域の子育ての中核を担う専門職として保育士の重要性が高まっていること等に対応するため、保育士資格を児童福祉施設の任用資格から名称独占資格に改め、併せて守秘義務、登録・試験に関する規定を整備したものです。

保育士として業務を行うためには、都道府県知事に登録する必要があり、都道府県知事から保育士証が交付されて初めて保育士として名乗ることができます。

保育士として業務を行っていない方については、必ずしも登録する必要性はなく、登録をしなくても、資格がなくなるわけではありません。

ただし、今後保育士として業務を行おうと考えている方は、業務に就くまでに登録をしておく必要があります。

【登録先】

指定保育士養成施設卒業者 → 申請時点の住所地の都道府県知事

保育士試験合格者 → 合格地の都道府県知事

【申請先】

登録先は上記のとおりですが、登録申請は、登録事務処理センターに郵送してください。

【登録申請時の提出書類】

- (1) 保育士登録申請書
- (2) 次のいずれか1つの書類
 - ・ 保育士（保母）資格証明書
 - ・ 指定保育士養成施設卒業証明書
 - ・ 保育士養成課程修了証明書
 - ・ 保育士試験一部科目合格証明（通知）書
- (3) 郵便振替払込受付証明書

※なお、婚姻等により氏名が上記(2)の書類と異なる方は、上記書類のほか、戸籍抄本又は戸籍一部事項証明書が必要となります。

【登録手数料】

4,200円

【申請の方法】

下記の所から「保育士登録の手引き」を入手し、申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、申請してください。

【保育士登録の問い合わせ先】

登録事務処理センター

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル6階

登録案内専用電話：03-3262-1080

（肉声案内は祝日を除く月曜日から金曜日の9時から17時まで、音声案内は終日）

ホームページ：<http://www.hoikushi.jp/>

子どもー37 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付等について

未就学児を持つ保育士への支援及び潜在保育士の就職支援のため、次の貸付金制度を実施します。

(1) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

概要：保育所等に勤務する未就学児を持つ保育士の保育料又は子どもの預かり支援事業利用料金の半額を貸付

対象者：①未就学児を持つ保育士で、道内（札幌市を除く。）の保育所等に新たに週20時間以上勤務する者

②道内（札幌市を除く。）に勤務する未就学児を持つ保育士で、保育所等及び子どもの預かり支援事業を利用する者

貸付額・期間：①保育料の半額。月額2万7千円以内（最長1年間）

②子どもの預かり支援事業利用料金の半額。年額12万3千円以内（最長2年間）

返還免除：道内（札幌市を除く。）の保育所等に2年以上勤務したとき。

(2) 就職準備金貸付

概要：潜在保育士が、保育所等に週20時間以上勤務する際の就職準備金を貸付

対象者：保育所等を離職後1年以上経過した者又は保育所等に勤務経験のない者

道内（札幌市を除く。）の保育所等に新たに勤務する者

貸付額：40万円以内（同一の対象者に対し、1回を限度）

返還免除：道内（札幌市を除く。）の保育所等に2年以上勤務したとき。

【問い合わせ先】

北海道社会福祉協議会生活支援部生活支援課

電話 011-241-3981

子どもー38 保育士資格をお持ちの皆さんの就職を支援します

令和元年(2019年)7月から、保育士資格をお持ちの方が北海道福祉人材センターに届け出ると、保育の仕事に関する情報や研修会等の案内が受けられるようになりました。

北海道福祉人材センターでは、保育所等への就職を希望する方に対して、就職相談、求人情報の提供等、就職支援を行っていますので、ご活用ください。

内容の詳細については、北海道のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/jinzai/hoikushi-todokede.html>

【問い合わせ先】

保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課保育人材係

電話 011-204-5236

FAX 011-232-4240